

中小企業・小規模事業者の皆様へ

(ポストコロナ持続的発展事業)

# 早期経営改善 計画策定支援事業

にかかる計画策定費用一部補助のご案内

(ポストコロナ持続的発展事業)

## 「早期経営改善計画策定支援事業」とは

「早期経営改善計画策定支援事業」とは、資金繰り管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善に取り組む中小企業者等が、国が認定した税理士などの専門家の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、国がその費用の3分の2を補助することで、早期の経営改善の取り組みを促進するものです。

### 本事業の特徴

#### 専門家が経営診断と計画策定を支援

- ・収益力改善やガバナンス体制の整備に着眼した計画を策定。
- ・計画策定から1年後、フォローアップで進捗を確認。
- ・策定した計画をもとに、自社の経営状況を客観的に把握。
- ・必要に応じ本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介。



©光プロダクション

#### このようなお悩みがある方にお勧め!

現状は、返済条件の変更は必要ないが…

- ・こここのところ、資金繰りが不安定だ。
- ・よくわからないが、売上げが減少している。
- ・自社の経営状況を客観的に把握したい。
- ・ガバナンス体制を整備し、経営者保証を解除したい。
- ・専門家等からの経営に関するアドバイスが欲しい。
- ・経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい。

### 計画策定費用の補助について

★計画策定費用の3分の2(上限15万円)を国が補助。

★さらに、信用保証協会が計画策定費用の6分の1(上限5万円)を補助。

※詳細は次項をご覧ください

# 早期経営改善計画策定費用一部補助のご案内

和歌山県信用保証協会（以下、「協会」）では、国が実施する「認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」（以下、国の支援事業）を利用された事業者には、計画策定費用の一部補助を行っています。

## 対象事業者

協会の保証利用があり、和歌山県中小企業活性化協議会（以下、活性化協議会）に国の支援事業の利用申請を行った事業者。

## 補助の範囲

- ・早期経営改善計画策定に要する費用の6分の1（上限5万円） ※伴走支援(モニタリング)に関する費用は補助対象外
- ・国の支援事業を複数回利用した場合、当補助についても複数回利用可能 ※協会補助額の上限は過去利用分と合算

〈補助額の例(単位:万円)〉

計画策定費用	国の補助額 (計画策定費用の2/3(上限15万円))	自己負担 (計画策定費用の1/3)	協会の補助額 (計画策定費用の1/6(上限5万円))	お客様負担額 (国・協会の補助後)
45	15	30	5	25
30	15	15	5	10
18	12	6	3	3

## 利用申請手続き

活性化協議会に「早期経営改善計画策定支援事業利用申請書」を提出後、原則、補助金が交付されるまでの間に以下の書類を協会に提出して下さい。受付後、利用が適当と認められる場合は「補助事業利用承諾通知書」を発行します。

- ① 補助事業利用申請書  
(認定経営革新等支援機関と連名とする・所定書式あり)
- ② 早期経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
- ③ 申請者の概要(写)
- ④ 業務別見積明細書(写)
- ⑤ 認定経営革新等支援機関の見積書および単価表(写)
- ⑥ 金融機関の事前相談書(写)

## 交付申請手続き

活性化協議会から認定経営革新等支援機関への補助金交付決定後、以下の書類を協会に提出して下さい。

- ① 補助金交付申請書(所定様式あり)
- ② 早期経営改善計画策定支援事業費用支払申請書(写)
- ③ 早期経営改善計画書(写)
- ④ 申請者による費用負担額(1/3)の支払いを示す\*証憑類(写)  
(\*振込受付書、払込取扱票等)
- ⑤ 活性化協議会の計画策定費用支払通知書(写)

## 交付決定

補助金交付申請書受付後、交付が適当と認められる場合は「補助金交付決定通知書」を発行し、交付申請書記載の申請者名義の口座に決定した補助金を振込みます。

## 補助の取消

以下に該当する場合は、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

- ① 協会が定めた補助事業の要領に違反したとき
- ② 虚偽の申請または不正行為と判断される申請・行為により国の支援事業による補助金を受けたとき
- ③ 申請者が経営破たんする等、協会が補助金交付決定の取消が相当であると判断したとき

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

中小企業活性化協議会（全国47都道府県に設置）

費用の3分の2を支援

連名で相談・申込み

中小企業・小規模事業者

- ・ 計画策定支援
- ・ フォローアップ

・ 費用の3分の1を自己負担

認定経営革新等支援機関  
(中小企業診断士・税理士・公認会計士 等)

**保証協会**

計画策定費用の  
6分の1を補助  
します。  
(上限5万円)

協議・相談

金融機関

計画書提出

【お問合せ先・事務局】

「認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」の詳細  
につきましては、和歌山県中小企業活性化協議会にお問合せ下さい。

和歌山県中小企業活性化協議会  
〒640-8567 和歌山市西汀丁36  
電話：073-402-7788

【お問合せ先】 和歌山県信用保証協会

■ 本 所 経営支援課

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地  
TEL. 073-433-9704

■ 田辺支所 業務課

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号  
TEL. 0739-22-4666